

第188回藤沢市都市計画審議会

日 時 2024年(令和6年)5月28日(火)
午後2時
場 所 本庁舎5階 5-1会議室

1 開 会

2 成立宣言

3 議事録署名人の指名

4 議 事

議第1号 藤沢都市計画公園の変更について(藤沢市決定)
(5・4・1号 長久保公園)

報告事項1 第8回線引き見直しについて

報告事項2 藤沢市都市マスタープランの進行管理について

5 その他

6 閉 会

事務局 小川委員が30分程度遅れられるということで、あらかじめご連絡をいただいておりますので、お見えになられていない委員さんもいらっしゃるかもしれませんが、第188回藤沢市都市計画審議会を開催いたします。

大変お忙しい中、藤沢市都市計画審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、開会に当たりまして、計画建築部長の三上よりご挨拶申し上げます。

三上部長 皆さん、こんにちは。本日はご多用のところ、藤沢市都市計画審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。今年度初めての審議会となりましたけれども、本日は、一部改選された方の委員をお迎えしての審議会となっております。本日の議事は、昨年度から引き続き継続した付議案件などがございますので、説明等でご不明な点については質疑の中でご解消いただければと思います。付議案件については、藤沢市都市計画公園長久保公園の変更についての1件と、それから、報告事項は、第8回線引き見直しについて、それと、藤沢市都市マスタープランの進行管理についての2件となります。委員の皆様方から、多方面よりご意見をいただきまして、本市のよりよい都市計画のためにご審議いただきますようお願い申し上げます。

事務局 次に、4月1日付の人事異動に伴いまして事務局職員に異動がございましたので、紹介いたします。

都市計画課長の武内です。

今年度もよろしく願いいたします。

それでは、これより審議会に移らせていただきますが、まず初めに、藤沢市議会選出審議会委員に変更がございましたので、参加いただく委員のご紹介をさせていただきます。

総務常任委員会委員長の佐賀和樹委員です。お一言、お願いいたします。

佐賀委員 よろしく願いいたします。佐賀でございます。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、建設経済常任委員会委員長の安藤好幸委員です。

安藤委員 皆さん、こんにちは。安藤です。どうぞよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

次に、4月の人事異動に伴いまして、関係行政機関の委員に変更がございましたので、ご紹介いたします。神奈川県藤沢土木事務所所長星名隆委員です。

星名委員 星名でございます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

また、神奈川県藤沢警察署署長島村雅夫委員ですが、公務により都合が合わず、本日は代理出席として、小澤様にご出席いただいております。

代理小澤委員 藤沢警察の小澤です。よろしくお願いします。

事務局 新たにご参画いただく委員を含め、委員の皆様方には、藤沢市の都市計画について、ご審議並びにご指導を、今後ともよろしく申し上げます。

なお、本日は、相澤委員、金井委員、中西委員、谷口委員、稲垣委員、梶田委員におかれましては、欠席とのご連絡を事前にいただいております。

次に、本日使用いたします資料等のご確認をさせていただきます。

(資料の確認)

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

事務局 よろしければ、お手元の次第に従い、進めさせていただきます。

次第の2、本日の都市計画審議会の成立についてご報告申し上げます。藤沢市都市計画審議会条例第6条により、審議会の成立要件といたしまして、委員の2分の1以上の出席が必要とされております。現在の委員の定数は20名でございます。本日は現在のところ13名の委員の方にご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立いたしましたことをご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事でございます。

本日は、付議案件1件、報告事項2件を予定しておりまして、議第1号「藤沢都市計画公園の変更について」、報告事項1「第8回線引き見直しについて」、報告事項2「藤沢市都市マスタープランの進行管理について」、以上3件となっております。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

事務局 続きまして、会議の公開に関してですが、本審議会は、藤沢市情報公開条例第30条の規定により、原則公開としておりますが、会長、いかがでしょうか。

高見沢会長 本日も公開としております。傍聴の方がお見えでしょうか。

事務局 本日は傍聴の方はございません。

高見沢会長 傍聴の方はいらっしゃらないということですので、先に進んでください。

事務局 それでは、議事に入りますので、高見沢会長、よろしく願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 初めに、本日の議事録署名人を指名させていただきます。お手元の委

員名簿の選出区分より、市民委員と学識経験のある委員から指名させていただきます。本日は、宮原健夫委員、それから福岡委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長

それでは、次第に基づき議事に入ります。

本日の審議会につきましては、付議案件1件、報告事項2件でございます。

それでは、まず、議第1号「藤沢都市計画公園の変更について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議第1号「藤沢都市計画公園の変更について」説明いたします。

お手元の議案書をご覧ください。議案書については、法定図書となります。添付しておりますA3サイズの都市計画総括図については縮小印刷したものとなっております。説明についてはスクリーンにて行わせていただきます。なお、資料1はスクリーンの内容を印刷したものとなっております。

本件は、都市計画公園の一つである長久保公園を対象としており、神奈川県知事との法定協議や法定縦覧などの諸手続を経ましたことから、今回、議案としたものでございます。

それでは、スクリーンをご覧ください。初めに、これまでの主な手続を説明いたします。

令和5年11月24日に開催した第185回都市計画審議会において、取組状況等について報告をさせていただきました。その後、令和6年1月19日に都市計画説明会を開催いたしましたが、参加者はおりませんでした。なお、手続に先立って、計画区域内の権利者に了承を得るため、権利者に対しまして戸別訪問等による説明を行いました。併せて、近隣自治会・町内会に対して資料等の回覧や自治会・町内会長への説明を行っております。そして、3月6日から3月15日にかけて、神奈川県との法定協議を行い、神奈川県知事から異存なしとの回答をいただいております。法定協議の結果を受け、3月25日から4月8日までの2週間、都市計画法に基づく案の縦覧を行いました。縦覧者、意見書の提出はともにありませんでした。

それでは、本日初めてご参加される委員もいらっしゃると思いますので、まず、都市計画公園・緑地の見直しの背景から説明させていただきます。

藤沢市の都市計画公園・緑地は、昭和32年、藤沢総合都市計画に基づき、都市計画決定された110か所の公園・緑地が、南部市街地における配

置計画の原型を形成しております。その後、着実に都市計画公園・緑地の整備を推進してきたものの、都市計画決定から20年以上事業に着手していない、いわゆる長期未着手都市計画公園・緑地がいまだに多数存在しており、長期的な建築制限等の課題を抱えております。

社会経済情勢が変化する中、平成27年3月に神奈川県が都市計画公園・緑地見直しのガイドラインを策定したことを受け、本市では平成28年3月に藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方を策定し、調査、検討を進めまして、平成30年3月に見直しの過程及びその結果等を示した藤沢市都市計画公園・緑地見直し方針を策定いたしました。

検証するに当たり、見直し対象の公園・緑地ごとに、廃止候補、変更候補、存続候補に分類し、今回、変更対象の長久保公園に関しましては、整備済みの区域において、一定の機能や整備水準が確保されていることが確認できたため、これ以上整備を行わない変更候補としております。長久保公園については、下の図のようなケースに当てはまり、オレンジ色の長期未着手区域を除いても既に整備されている区域により機能が充足しているため、現在、公園として開設している区域へ変更するものとなります。

次に、公園の位置についてです。長久保公園は、辻堂駅から東に約1.8キロメートル、本鵜沼駅から西に750メートルの辻堂太平台二丁目に位置する総合公園であり、当該地の用途地域は第一種低層住居専用地域です。

長久保公園の現況について説明いたします。開設している公園の整備内容につきましては、写真のとおり、ハーブ見本園、花のプロムナード、みどりの相談所、芝生広場、展望広場などを設置しております。当該公園の基本理念は、藤沢市の都市緑化植物園として一般の方から専門家に至る幅広い層を対象に普及啓発、調査研究、研修講習等を行うと同時に、都市公園施設として魅力的な空間を形成し、藤沢市における都市緑化活動の中心的存在として位置づけています。現在は生物多様性についても普及啓発等を行っており、藤沢市の緑を守る活動の拠点にもなっております。

長久保公園は昭和32年に都市計画決定し、昭和45年に黄色の区域で約4.4ヘクタールの総合公園として都市計画変更をし、現在に至っております。周辺は低層住宅が建ち並ぶ住宅エリアとなっております。なお、赤色の区域は、現在公園として開設している区域を示しております。

今回の変更で都市計画公園の区域から除く箇所は、黄色の箇所となります。長久保公園の現在開設している区域において一定の公園整備水準

が確保されていることから、当該公園の長期未着手区域をこれ以上拡張は行われたい変更候補とし、今回変更いたします。このことから、面積は変わりませんが、赤色で着色した、現在開設している区域に変更を行うものです。

ここからは法定図書の説明になります。こちらは長久保公園の計画図になります。黄色のラインで示す区域から赤色のラインで示す区域に変更を行うものです。

計画書になります。公園の種別は、総合公園です。名称は、5・4・1号長久保公園です。公園の位置は、藤沢市辻堂太平台二丁目となり、面積は、約4.4ヘクタールです。

理由書になります。前段では、藤沢市都市計画公園・緑地見直し方針の策定に至った経緯を記載しております。後段では、先ほど説明させていただいた変更内容を記載しております。

新旧対照表になります。上段に変更後を、下段に変更前の内容を記載しております。備考欄については、その時々で求められる遊具等の整備内容が異なることから、記載を削除するものです。

都市計画を定める土地の区域になります。変更する部分は、藤沢市辻堂太平台二丁目地内となります。

経緯書になります。都市計画決定等の経緯を記載したもので、昭和32年に都市計画決定がなされ、昭和45年に建設省都市局長通達に基づく種別及び番号等の変更を行い、現在に至っております。

最後に、今後の予定ですが、本日の審議会においてご審議をいただき、答申を得ましたら、告示を行い、都市計画変更の手続を完了したいと考えております。

以上で議第1号「藤沢都市計画公園の変更について」説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

高見沢会長

ありがとうございました。それでは、事務局の説明が終わりましたので、ご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

福岡委員

理由書に関して少し質問がございます。2ページの理由書の下から3行目「本公園により、一定の公園整備水準が確保されていることから」ということで記載されているのですが、3ページ目の新旧対照表では、備考欄から、この時代には合う合わないということで削除される文言が記載されております。どういった水準で確保されているというふうに判断されたのか、もし詳しい経緯があればお話しいただければと思います。よろしく申し上げます。

事務局

お答えさせていただきます。

まず、公園の備考のところにあります遊具というものが、従前から言うところ、公園で言うところの三種の神器と言われるような、公園につける遊具という形で、ほかの公園についてもこういった備考のところ、設置するものを記載させていただいているところがございます。現在、変更等があった公園につきましては、順次求められるもの、設置するものがその時々で異なってくるため、削除していくという作業を併せて行っているところもでございます。

この長久保公園につきましては、植物園という機能と都市公園としての施設を併せ持つ一定の大きさになる公園となっておりますけれども、現在、広い広場等、現地のほうも確認させていただいたところで、遊具を設置するというよりは、広い空間のところ、皆さんが緑と触れ合うというような形で運営がされているところもありますので、今回、こちらの遊具のほうは備考から削除させていただいているという部分がございます。

福岡委員

ご説明ありがとうございます。公園の面積として充足しているということは理解ができるのですけれども、都市計画決定、かなり大きい決定になりますので、長久保公園、都市緑化の推進、植物園として担うべき機能とかもあると思います。ですので、公園の質のほうをなし崩し的に、これは削除で、面積もこのままでよしとするのではなくて、長久保公園の質をどうやって高めるかということで、それを踏まえて、今後どういうふうにするのかを担保していくのかみたいなことが、もう少し説明でもあってもいいのではないかなと思いましたので、今後、ぜひそういった面を公園行政の中でご議論いただければと思います。よろしくお願ひします。

高見沢会長
事務局

今のように踏まえて進めてまいりますということですね。

少しだけ付け加えさせていただいてよろしいですか。あとは、長久保公園のほうに求められます、広域避難所としての防災機能になりますけれども、そういったところに課題があるかないかというような検討もさせていただいているところの中で、こちらの公園として一定の整備水準が図られているということも判断しておりますので、併せてご報告させていただければと思います。

高見沢会長

形式的なところの質問なんだけれども、現在はブランコ等が書いてあるのを、今回書かないという、今のご説明だと、書くものがあれば書くんだけれども、ないから書かないというような感じだったんですが、そもそもブランコやら何とかやらまで、細かいものは書かないことにしたので、書かないのかどうかということと、あるいは今後何か書くとした

らどういうことを書き得るのかというか、例えば今の話だと、防災施設のこういうものを設置しますとか、そういうような欄なのか、分かる範囲で結構ですけれども、教えてください。

事務局

当初の昭和32年当時都市計画決定された時代になりますと、まちの中に路地や原っぱといった子供の遊び場が多数あったということもありまして、公園に対するニーズとしては、先ほど言った三種の神器と言われるブランコ、滑り台、砂場、そういった公園遊具が挙げられておりました。ただ、やはり時代を経まして高度成長期には空き地等が宅地化されていきまして、それに伴って身近な自然環境が減少していったとかといったことありまして、公園における植栽等の緑地機能に対するニーズというものも大きくなってきたというところがございます。加えまして、阪神大震災等の大規模災害によりまして、公園には都市における貴重なオープンスペースというところで、避難所等の防災機能も大きく求められるようになってきたことから、公園に必ずその遊具を設置するというよりは、その時々、その場所場所で判断をして物を設置していく、もしくはしないという判断がありますので、今回の長久保公園につきましては、備考欄から遊具等の設置の内容を削除させていただいたということになります。

高見沢会長

分かりました。趣旨のほうはよく分かっているのですけれども、形式上、書くものと書かないものが。書かなくていいことになったわけではなくて、内容に応じて書くんですか。道路のほうも、何車線とか、省いたりしているんじゃないかと思うんですけども、全般的にどういうのが備考欄なのかという形式を聞いているだけなんですけど。入っていなかったから。

事務局

今後も例えば変更等の手続の中では、備考欄のところからは順次消していくという形になります。

高見沢会長

今の話も、内容に応じて消していくという話で、欄そのものの意味についての話ではないので、また後で教えてください。

ほかはいかがでしょうか。

小川委員、ご到着ですけれども、例の公園の議題で、前回は報告のときに議論しましたが、異議もなく、このままでいいんじゃないかという感じに今なりつつありますが、何かご意見等ございますか。

小川委員

済みません、遅れまして。前回のときにちゃんと意見も申しましたし、都市計画自体に関わるものではありませんけれども、直にそれでしかないということではございませんので、公園のほうでそれなりに対応してくださるだろうということで、結構だと思います。

高見沢会長 その他、よろしいでしょうか。何かございますか。
それでは、ご意見も出尽くしたようですので、採決に入りたいと思
いますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

高見沢会長 それでは、議第1号「藤沢都市計画公園の変更について」、審議会とし
まして、意見は特になしということで、原案どおり可決することによ
ろしいでしょうか。ご異議のある方は挙手をお願いいたします。

（ 異議なし ）

高見沢会長 ありがとうございます。それでは、ご異議なしということで、可決す
ることといたします。ありがとうございます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 以下は報告事項ということで、まず、報告事項1「第8回線引き見直
しについて」事務局からご報告をお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項1「第8回線引き見直しについて」ご説明いたし
ます。

 こちらの報告につきましては、今回初めて本審議会でご説明をさせて
いただく案件でございます。資料2-1は、本日使用するスクリーン
の内容を印刷したもので、資料2-2は、この後説明する変更内容の新旧
対照表でございます。

 スクリーンをご覧ください。本日は、こちらの目次に沿ってご説明さ
せていただきます。

 初めに、第8回線引き見直しについて概要を説明させていただきます。

 本日の説明におきましては、今回、都市計画の変更が生じる案件とし
て、この後ご報告する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、
区域区分の変更、都市再開発の方針の変更、住宅市街地の開発整備の方
針の変更をまとめて線引き見直しと呼ばさせていただきます。なお、この
線引き見直しによる都市計画の変更は、全て神奈川県決定案件となりま
す。神奈川県においては、おおむね5年ごとにこの線引き見直しの作業
を行っており、現在は8回目の作業として、第8回線引き見直しを進め
ているところです。

 続いて、ここからは各案件の変更内容についてご説明させていただきます。

 まず、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてご説
明いたします。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは、都市計
画区域全域を対象として長期的視点に立った都市の将来像を明確にす

るとともに、その実現に向けて都市計画の基本的な方針を定めるものがございます。この都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、いわゆる都市計画区域マスタープランとして、広域的な見地から県が定めるものであり、市町村の都市計画に関する基本的な方針である藤沢市都市マスタープランは、この都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に則して定めることとされております。

一方、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、住民に最も身近な都市計画の方針として藤沢市が定める藤沢市都市マスタープランの内容を反映するよう努めることが望ましいとされております。これによって相互に整合性を確保しております。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、第1章、神奈川の都市計画の方針と、第2章、藤沢都市計画区域の都市計画の方針の2つの章で構成されています。第1章及び第2章の2については、県全域や都市圏における方針を記載しているため、広域的な視点から神奈川県が素案を作成しております。第2章については、藤沢都市計画区域における都市計画の目標や各都市計画の決定の方針を記載しており、先ほどご説明したとおり、藤沢市が定める藤沢市都市マスタープランの内容を反映するため、県が定める方針ではありますが、主に藤沢市が素案を作成しております。

次に、各章の項目ごとの変更内容をご説明させていただきます。なお、主な変更点をスクリーンでご説明させていただき、詳細につきましては、各スライドの右上の赤字で対応している資料2-2の新旧対照表のページを記載しておりますので、適宜そちらをご参照いただければと思います。

まず、第1章、神奈川の都市計画の方針の1、県全域における基本方針では、県全域での県土・都市像を定めており、主に、令和2年度に改定された神奈川県のかながわ都市マスタープランに合わせた内容の変更がされております。この中で藤沢駅周辺が県全体の広域的な機能、湘南都市圏全体の自立を牽引する高度な都市機能の集積を図る拠点として広域拠点に位置づけられております。

また、相模原市のJR橋本駅南側に設置が予定されている中央新幹線、いわゆるリニア中央新幹線の（仮称）神奈川圏域を核として北のゲート、リニア中央新幹線の改良に伴って、寒川町の倉見地区に誘致を目指している東海道新幹線新駅を核として南のゲートがそれぞれ位置づけられています。これらの実現に合わせ、いずみ野線の倉見地区までの延伸を目指すということで、広域的な検討を進めているところです。

続いて、2の湘南都市圏域における基本方針では、湘南都市圏域における都市づくりの目標や方向性等を定めており、県全域における基本方針と同様に、主に令和2年度に改定された神奈川県のかながわ都市マスタープランに合わせた内容の変更がされております。なお、湘南都市圏域は、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町の5市3町で構成されております。この中で、県全域の県土・都市像でご説明したとおり、藤沢駅周辺が平塚駅周辺、秦野駅周辺とともに、広域拠点に位置づけられており、辻堂駅周辺、湘南台駅周辺、村岡・深沢地区が地域の拠点に位置づけられております。また、圏域内に位置づけのある東海道新幹線新駅を核とした南のゲートでは、相模川の対岸となる寒川町の倉見地区と平塚市の大神地区をつなぐ一体的な都市であるツインシティの計画が進捗しており、イオンの展開するアウトレットモールの立地など周辺整備が進められております。

次に、第2章、藤沢都市計画区域の都市計画の方針の1、都市計画区域における都市計画の目標では、藤沢都市計画区域の都市づくりの目標や、市内の地域毎の市街地像を定めています。主な変更点といたしまして、地域毎の市街地像において、将来的に市街化区域への編入を予定する区域として新市街地ゾーンを設定しております。この新市街地ゾーンについては、後のスライドで詳細をご説明いたします新産業の森西部地区を設定するものです。

続いて、2の区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針では、藤沢都市計画区域において、市街化区域と市街化調整区域の区分を示す区域区分の有無や方針を定めております。主な変更点として、区域区分の方針における人口の推計について、神奈川県が行った人口推計に合わせ目標年次の数値に変更しております。

次に、同じく区域区分の方針における産業の規模については、神奈川県において市街化区域への編入枠の算定に使用している工業出荷額及び流通業務用地面積について、神奈川県が行った推計等を基に目標年次の数値に変更しております。

次に、3の主要な都市計画の決定の方針のうち、(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針では、土地の用途や建築物の密度など、土地利用に係る方針を定めています。主な変更点として、市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針の中に、災害に関する追記を行っております。これは、前回の線引き見直しからの間に策定した藤沢市立地適正化計画の考え方や、計画的な整備の予定がないなどの市街化区域を市街化調整区域に編入する逆線引きの観点につ

いて追記を行っているものです。

続いて、(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針では、道路や下水道などの都市施設に関する方針を定めています。主な変更点として、都市におけるネットワークとして設定している路線のうち、道路の整備目標について時点による変更を行っております。道路については、今後おおむね10年以内の整備・供用や都市計画決定・変更を予定している路線を表にして記載しており、前回の線引き見直しから主要幹線道路として3・4・1国道1号線を追記しています。また、前回の線引き見直しでは、自動車専用道路、主要幹線道路までの記載でしたが、県内の他の都市計画区域と記載する施設の種類を統一するため、幹線道路を追記しています。

こちらは、先ほどの表に記載しているおおむね10年以内の整備・供用や、都市計画の決定・変更を予定している路線の位置を示した図でございます。今回新たに追記した路線については、赤字で名称を記載しております。

次に、(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針では、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地開発事業に関する方針を定めております。主な変更点として、市街地整備の目標について、時点による変更を行っております。今後、おおむね10年以内を実施する予定としている主要な事業を表にして記載しており、市街地再開発事業として令和5年度に都市計画決定をした藤沢駅南口391地区を追記しています。加えて、土地区画整理事業として、令和3年度に都市計画決定をした村岡・深沢地区及び令和5年度に都市計画決定した健康と文化の森地区、都市計画決定はしておりませんが、令和5年度に市街化区域に編入し、同時に土地区画整理組合が設立された新産業の森第二地区を追記しております。

こちらは、先ほどの表に記載している、おおむね10年以内を実施する予定としている主要な事業の位置を示した図でございます。今回新たに追記した事業については、赤字で名称を記載しております。

続いて、(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針では、緑地や公園、農地といった自然的環境の整備、保全に関する方針を定めています。主な変更点として、主要な緑地の確保目標について、時点による変更を行っております。今後、おおむね10年以内の整備・供用や、都市計画の決定・変更を予定している特別緑地保全地区及び公園・緑地を表にして記載しており、前回の線引き見直しから公園として都市計画変更等の施設整備を予定している5・4・1号長久保公園を追記し

ています。加えて、緑地として、平成29年度に策定した藤沢市都市公園・緑地見直し方針において変更候補となっている1号伊勢山緑地及び3号境川緑地を追記しています。

こちらは、先ほどの表に記載している、おおむね10年以内の整備・供用や都市計画の決定・変更を予定している特別緑地保全地区及び公園・緑地の位置を示した図でございます。今回新たに追記した公園・緑地については、赤字で名称を記載しております。

次に、4の都市防災に関する都市計画の決定の方針では、都市における防災施策などに関する方針を定めております。主な変更点として、近年、気候変動などの影響により激甚化、頻発化する災害への備えの観点や、基本方針に災害復興に向けた事前取組に関する追記を行っております。また、都市防災のための施策の概要に、前回の線引き見直しでは記載のなかった土砂災害対策に関する追記を行っております。

都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更についてのご説明は以上でございます。

続いて、区域区分の変更についてご説明いたします。

区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域との区分を示しており、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要があるときは、都市計画にこの区域区分を定めることができるとされております。今回の第8回線引き見直しにおける区域区分の主な変更点として、区域内に収容できる人口の枠組みである人口フレームについて、先ほどご説明した都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針に基づき、目標年次の数値に変更しております。

また、今回の第8回線引き見直しにおける区域区分の変更では、市街化調整区域から市街化区域に編入する地区はございませんが、先ほど都市計画区域の整備、開発及び保全の方針においてご説明したとおり、新産業の森西部地区を将来的に市街化区域への編入を予定する区域、新市街地ゾーンとして同方針に位置づけるとともに、保留区域に設定する予定としております。

保留区域の設定は、都市計画区域内の市街地において、目標とする人口や工業用地に相当する面積の全てを市街化区域とせず、その一部を保留し、計画的な市街地整備の実施が確実になった段階で市街化区域に編入する制度でございます。この保留区域の設定については、線引き見直し時に位置及び区域を明示して保留する特定保留区域と、おおむねの位置のみを示し区域を明示しない一般保留フレームがあり、今回は新産業

の森西部地区を一般保留フレームとして設定するものです。

この新産業の森西部地区が位置する新産業の森地区については、藤沢市都市マスタープランにおいて産業交流を導く新たな産業拠点として、周辺環境と調和した効果的な施設緑化等により、豊かな緑に包まれた新産業の森の形成を目指す地区として位置づけております。これまで段階的に計画的な市街地整備を進めることで、産業用地を確保してきており、市内企業の工場立地の受け皿としての役割を担うとともに、市内における住工混在の解消が期待されます。

また、本地区は、本市の都市拠点に位置づけており、いずみ野線新駅の構想もある健康と文化の森地区と（仮称）遠藤葛原線でつながる計画となっており、地区内従業者の移動に係るネットワーク機能を含め、広域連携強化を図っております。なお、この（仮称）遠藤葛原線は、今後、都市計画決定を行う予定であり、都市計画道路藤沢厚木線との交差部から約700メートルの区間については、令和7年度の供用を予定しております。

新産業の森地区のこれまでの経過ですが、地区の全体は、図の黄色の線で囲った都市計画道路藤沢厚木線の沿道から東海道新幹線の南側に広がる約110ヘクタールの区域でございます。このうち青色の線で囲った新産業の森北部地区約23.3ヘクタールを平成24年度、26年度に、緑色に線で囲った新産業の森第二地区約8.4ヘクタールを令和5年度に、それぞれ市街化区域へ編入しており、計画的な市街地整備を進めているところです。今回は先行して市街化区域へ編入したこれらの地区の西側をおおむねの位置として新産業の森西部地区を都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に、新市街地ゾーンとして位置づけるとともに、一般保留フレームとして設定しております。

区域区分の変更についての説明は以上でございます。

次に、都市再開発の方針の変更についてご説明いたします。

都市再開発の方針とは、既成市街地を中心とした市街地における再開発の目標や土地の高度利用に関する方針などを定めるものでございます。この方針の中では、計画的な再開発が必要な市街地として一号市街地を定め、そのうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を二項再開発促進地区、都市環境の向上等を図る上で効果が大きいと予想される地区を要整備地区としてそれぞれ定めています。今回の第8回線引き見直しにおける都市再開発の方針の主な変更点として、前回の線引き見直しで要整備地区としていた藤沢駅南口地区について、再開発機運の上昇等から二項再開発促進地区に変更してお

ります。また、従来から二項再開発促進地区としている村岡地区について、新駅整備事業の具体化に伴い、地区の面積や目標等を変更しております。

こちらは、都市再開発の方針に定める一号市街地、二項再開発促進地区、要整備地区のおおむねの位置を示した図でございます。赤色の線で囲った一号市街地を9か所、青色の線で囲った二項再開発促進地区を3か所、黄色の線で囲った要整備地区を2か所、それぞれ定める予定しております。今回、変更を行う地区については、赤字で名称を記載しております。

都市再開発方針の変更についての説明は以上でございます。

続いて、住宅市街地の開発整備の方針の変更についてご説明いたします。

住宅市街地の開発整備の方針とは、実現すべき住宅市街地の在り方や住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保に係る目標などを定めるものです。この方針の中では、計画的な住宅市街地の整備又は開発が必要な地区を重点地区と定め、当該地区の整備又は開発の計画の概要を示しております。今回の第8回線引き見直しにおける住宅市街地の開発整備の方針の主な変更点として、前回の線引き見直しで重点地区として整備又は開発の計画の概要を示していた柄沢特定地区について、平成30年度に当該地区の土地区画整理が完了したことに伴い、重点地区から削除しております。

こちらは住宅市街地の開発整備の方針に定める重点地区のおおむねの位置を示した図でございます。赤色の点線で囲った柄沢特定地区を削除することで、市内の重点地区は、北部第二（三地区）の1か所を定める予定としています。

住宅市街地の開発整備の方針の変更についての説明は以上でございます。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。本日も説明した第8回線引き見直しによる都市計画の変更案につきましては、既に神奈川県の方で県庁内の関係課や国との事前調整を進めております。この調整が整った後、6月に藤沢市から神奈川県へ都市計画案の申出を行います。都市計画案の申出後、9月頃にこれらの都市計画案を神奈川県都市計画素案として縦覧するとともに、公述意見の申出を受付、公述意見があった場合は10月頃に公聴会を開催する予定となっております。その後、これらの手続を経た都市計画素案を神奈川県都市計画原案として確定し、県が行う法定手続と並行して神奈川県から藤沢市へ都市計

画原案に対する意見照会が行われる予定です。藤沢市がこの意見照会を受けましたら、令和7年8月頃の本審議会に諮問し、ご意見をお伺いした上で、同年8月から9月頃の神奈川県都市計画審議会での審議を経て、令和7年度中に神奈川県が都市計画変更の告示を行う予定となっております。

以上で報告事項1「第8回線引き見直しについて」のご説明を終わらせていただきます。

高見沢会長

ありがとうございました。それでは、事務局の報告が終わりましたので、今後の審議に当たり、ご意見やご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

結構内容がたくさんあって、変わるところもたくさんあるのですが、どんな質問でも結構です。

荒井委員

言葉として教えていただきたいところがあって、スライドでいくと29、「都市再開発の方針とは」というところで、二項再開発促進地区という言葉が出てきまして、これは私、不勉強で分からなくて、高度利用地区とか、あとは、お話を伺っていると、特に藤沢駅南口の再開発ということで、例えば総合設計制度みたいなのを促して高度利用を図っていくとか、何かそういうことが想定されているのか。この二項再開発促進地区というのが分からなかったものですから、ご説明いただけるとありがたいのですが。

事務局

二項再開発促進地区とは、都市再開発法に定めがある地区になっております。まず、一号市街地の中で特に早急に再開発を行うべき地区を指しているものになっておりまして、例えば藤沢駅南口につきましては、令和4年度に、藤沢駅前のまちづくりのガイドラインというものを定めて、総合設計制度や高度利用地区の促進、そういったものを位置づけたところで、最近では、391地区の市街地再開発事業や高度利用地区等の都市計画の決定をしている地区で、再開発に関して重点的に行うというか、総合的に再開発を促進すべき地区として定めているものでございます。

以上です。

荒井委員

ありがとうございます。そうすると、一号と二項の違いというのは、優先度の違いというか、いわゆるタイムスケジュールみたいな、そういったものの違いということなんでしょうか。先ほど申し上げたとおり、総合設計制度を促して、より高度化していくとか、そういうところに何か計画があるのかなというふうに思ったんです。特にそこは違いはないという理解でよろしいでしょうか。

- 事務局 二項再開発促進地区の前に、まずは一号市街地というところの位置づけ、一号市街地の範囲のほうが広くて、その中に二項再開発促進地区を定めるという形になっております。再開発に向けた熟度が高いところを二項再開発促進地区として定めているものでございます。
- 荒井委員 ありがとうございます。あと、もう一つ、市民会館周辺のほうは、これは同じ再開発促進地区でも赤字にされていないというのは何か意味があるのかなと。
- 事務局 市民会館周辺地区につきましては、従前からこちらの地区に定めているということになり、今回、変更の対象にはなっておりませんので、引き続き記載があるということで、ご認識いただければと思います。
- 高見沢会長 私も事前に読んで、幾つか分からなかったもので、既にいろいろお聞きして、何が増えて何が削られたかとか、事前に理解してまいりましたけれども、皆さんのほうでいかがでしょうか。
- 熱田委員 同じ29ページあたりのことで教えていただきたいのですが、土地の高度利用に関する方針というのがあるのですけれども、ここらあたりというのは、例えば容積率の積み増しとか、そういったものも含めて考えられていたりとかという、そういう検討というのはされているのでしょうか。
- 事務局 当然のことながら計画によるところはございますけれども、391地区の再開発についての説明を以前させていただいたときにもありましたとおり、いろいろな方が集える空地等を設けることによって、建物を上に伸ばす、いわゆる容積率の緩和という考え方、こういった総合的な考え方の中で土地の高度利用をするということで進めていけるものとして考えているところでございます。
- 高見沢会長 文言的には、本編の78とか79の、あまり具体的にこうしますとまでは書いていないということですね。あるいは表の中に、やや具体的には書き込まれていると。
- 三上部長 今回の高度利用という考え方なのですが、高度利用そのものが、すなわち容積率の緩和であると考えているわけではございません。ただ、391ビルもそうなんですけれども、再開発事業を設定するのは、高度利用地区等でしかできないということになっておりますので、再開発事業を選択したときには、高度利用地区として、無論、容積緩和等の措置が生じるのかなというふうに考えております。あとは、一号市街地内でも、再開発事業によらない場合、これは建築基準法上の総合設計制度で行う場合、こういったものも公共貢献の度合いに応じて容積率の緩和が生じるものというふうに考えてございます。したがって、おおむね高度利

用という中には、ある程度容積率の緩和というものをセットにして考えるべきものというふうに捉えております。

高見沢会長

例えば今の話は本編の78、79、最初の出だしのところで1か所だけちょこっと書いてあって、現在は79ページの上だと、「市街地の再開発の促進を図る」と書いてあるんですけども、新しくするときには、先ほどのような高度利用等の方針を定め、「適切な規制・誘導及び再整備の促進を図る」というふうに割と広く書かれていますよね。ここだけじゃないと思うんですが、例えばこんな形で高度利用というのと規制誘導、あるいは何をやっていくかというのが、ごくごく抽象的に頭のところで書かれているという理解でいいんですね。

三上部長

そのとおりでございます。

高見沢会長

聞きそびれたというか、まだ聞いていなかった点で、90、91ページの2番の村岡地区の新旧部分で、村岡地区の面積が変わっているんですけども、10haが7haになっているのですが、それはどんなふうに変えたんですか。変えたというか、変えようとしているんですか。

事務局

図面のほうを見ていただきますと、当初のところはJR東海道本線の部分も面積の区域の中に入れていたところが大きな差になっております。併せて、村岡公民館の用地の部分がこの区域から外れたというところになっております。

高見沢会長

工事中というか、陸橋のすぐ横のところですね。

事務局

そうですね。

高見沢会長

除外されたんですね。

小川委員

辻堂地区の市民代表という意味合いで、辻堂地区が都市づくりの計画の中で、3つの拠点の1つに挙げられています。一方で、都市再開発の対象に辻堂元町地区というのがあります。これは駅の南の東側に当たるんですけども、78ページの基本方針にあるように、「都市基盤が未整備なまま住宅等が密集している」、誠にそのとおりで、木造密集地帯の道路がだんだん自然になくなるといったような町並みなんです。こういうところで、地域の拠点として辻堂地区というのを見たときに、駅の北側は工場の跡地で大規模な再開発、一方で、一体として見たときに、南側の地域が非常に遅れているところが多い。諏訪神社の周辺ということになるわけですけども。再開発の計画の中には一号市街地として載っているわけですが、地域の拠点として挙げられているというのと非常に基盤整備が未整備で、木造密集地域であるというようなことで、これはどのように整備を図っていくプライオリティーというのを市のほうで考えてになって、とても手をつけたら収拾のつかないような気がするんで

すが、どんなような考え方でここが一号のままというか、プライオリティーが高くないのかというのを、地元で説明するとか、話を聞かれたときに、考え方みたいなのを教えていただくと大変ありがたいと思います。

三上部長

辻堂地区の、今、小川委員がおっしゃった北口については、かなり大々的に都市再生特別措置法に基づく事業として行ったところなのですけれども、都市再生特別措置法上の緊急整備地域のエリアとしては、南口のエリアも含まれてございます。そこを緊急整備地域としては廃止したのですけれども、実際に南口については、事業をどう行っていくかというところでは、民間の活力を使いながらやっというここと、ちょうどマンションの開発、あの辺りや駅前広場も非常に小さいという性格から、その周辺について、公共空間、公共的な公開空地を設けることで、容積緩和をしながら地域貢献をしていただいて、それで公共的なオープンスペースを用意するというような整備を進めております。それが1つは、もう既に行った事業もございすけれども、今ちょうど建設に入っているものも含めて、南口の駅前広場周辺について。

高見沢会長

この辺の話。

三上部長

そういうことです。

高見沢会長

辻堂、両方あるけど、議論になっているのはこっちだけです。

三上部長

そちらです。駅の南側ですね。駅直近の商業地域についてはそういった手法で、今、できるだけオープンスペースを取った整備を進めているというような状況でございます。

小川委員

私が申し上げたのは、辻堂元町地区という、あの図表にないのかな。厚木藤沢線よりも左側なんですね。今の対象地区の右側。ローカルの代表としてちょっと指を差させていただけると。これが辻堂の駅ですよ。ここの地域に辻堂元町地区というのがあって、元町地区というのは、この範囲、これが元町なんですけれども、ただ、これはSSTの工場の跡地で、これは再開発できているんですね。ここが今のリストのマンションの話というのは、ここのポイントとしての駅前のほんの1ヘクタールぐらいの話で、地域としての整備ということについてはほとんど辻堂地区は拠点という意味合いで言うと、とても拠点とは言えないようなところなので、もうちょっと広範な一体的な整備みたいなものがあるのかなと思いつつ、その方向性について、リストマンションをつくったからいいよというような話なのか、ちょっとお話を伺えればと思っておりました。SSTのところは確かにできております。

高見沢会長

例えば具体的にはおっしゃっていませんけれども、本編でいくと82ペ

ージの3番の新しい辻堂地区というところで、今回、赤線のように、ターミナル機能の充実についてはつけ加えていますけれども、何かほかの手法もあまりないんだけど、民間を中心にやってほしいところについてもうちょっと言葉を強くするか、何かそういうようなことは考えていませんかというようなことなのかなと思うんですけれども。

小川委員 特に基盤整備がいつ手が着くだろうかというのが地元としては一番喫緊の話ではあります。でも、多分議論が深まっていないでしょうから。

高見沢会長 特に強い意見というわけではないんですけども、その辺はどうお考えでしょうかという感じですね。

事務局 今お示しいただいている一号市街地の中のことでお答えさせていただくとすれば、こちらの82ページのところにも書かせていただいているのですが、再開発の目標のところは先ほど会長がおっしゃっていただいたとおり、「ターミナル機能の充実を図る」というところが、1ヘクタール、駅直近のところではないかと先ほどおっしゃっていただいたところになるんですが、その下の「適切な用途及び密度の確保」のところの欄の後半等を見ていただきますと、やはり「低層住宅地としての良好な市街地形成を図る」というところの中では、地区計画等を導入しながらまちづくりをしていくというようなところと、併せて、特に駅から少し離れた南側のあたりについては、そういった形での居住環境を誘導していきたいということで、こちらの方針としては書かせていただいております。

小川委員 ありがとうございます。そこはどこに書いてあるんでしたっけ。その地区について、その方向で開発をするとか、整備をするというのは、82ページです。

三上部長 辻堂、129ヘクタールの、ここのところですね。特に後半のこの辺ですね。

小川委員 しっかりと読ませていただきます。ありがとうございます。

高見沢会長 ありがとうございます。今、特に辻堂南の地元のまちづくり組織で日々活動しているとか、そういうことはない。昔、何かやっていたよ。やっていた時期もあったぐらいかな。

事務局 様々な交通に関してですとか、以前ですと防災の話とかもいろいろ調整させていただいてきているところではあるのですが、今回の線引き見直しの中では、あの地区の南側というのは、災害面等いろいろ課題もありますけれども、良好な住宅地というところもありますので、それを一概に再開発してどうこうするということは今考えておらず、地区計画の中でどうにか誘導していきたいというような考え方でございま

す。

福岡委員

辻堂に関しては、今、82ページの地区計画の形成、地区計画を導入ということがあると思いますけれども、辻堂の南部地区、今、高層マンションの建設が進んでいますが、辻堂南部地区全体の計画としてはあまりうまくいっていないかなと私は個人的に思っています。私も辻堂南部なので、個人的な話は置いておいて、やはり駅前の拠点の開発等民活というのはいいんですけれども、都市計画行政としては、地区の計画をしっかりと立てて、都市計画審議会の中に諮るものは諮って、もう少しその中で長期的な土地の利用の在り方とか、計画というのを見ていかなければいけないと思うんです。ここに書けることは限られていると思うのですけれども、少しそこら辺が、辻堂のことをよく分かっているだけに、ちょっと気になりました。ここに書けることはこれでいいのかなと思います。

私の質問は、60ページと61ページ、公園の部分なのですけれども、パワポの資料ですと19ページ、ここで、「主要な緑地の確保目標の変更」が書いてございます。長久保公園に関しては、先ほどのご説明で理解できたのですけれども、伊勢山緑地と境川緑地が、新旧対照表で見ますと、旧には（仮称）境川遊水地公園というのと、それから、もう一つの遊水機能を持つ公園ということが記載されてあるのですが、新のほうでは、伊勢山緑地、境川緑地という記載に変更がされております。藤沢市、神奈川県線の引き直しの中で緑地の位置づけ、多面的な機能を発揮するだとか、それから、グリーンインフラとか、防災・減災機能みたいなものも大分つけ加えられましたので、この新旧対照表の中では、伊勢山緑地と境川緑地はどういう位置づけに目標が変更になったのかということが、もし今この場でお聞きできれば、ご説明いただければと思います。お願いします。

事務局

こちらの1の伊勢山緑地、それから、境川緑地なのですけれども、先ほどの1つ前の付議案件の中でご説明しました公園・緑地に関する変更の手続きを、今後10年の中で行っていくという予定の中で記載させていただいているものでございます。伊勢山緑地につきましては、樹林地の保全を図っていく、あとは個別具体的な話をすると、隣接する市有地がございまして、今現在、未整備の部分がありますので、そちらとつけ替えができないかといったような検討も一部あるということで、これは予定のものという形になっております。

あと、境川緑地のほうにつきましては、現状においても休憩スペースであったりとか、避難路等の一定の機能というのは確保されているとこ

ろで、区域等の設定に関しまして、現状、いろいろ現況測量をしながら、管理する範囲と合致させる、整えるという、課題等もあるのですが、地形地物等によって区域の設定等を検討して、10年の中で変更できればということで、今回、記載させていただいております。

福岡委員

ありがとうございました。公園・緑地系統、藤沢市の場合はほとんど整備がほぼほぼ終わってはいる中で、ストック活用の時代に入っていると思うんですね。ただ、一方で、今、公園に求められている機能というものは非常に多面的になってきていますので、こういった都市の計画、それから、整備の変更の中で、今ある現状、例えば先ほどの長久保公園のように面積だけ確保できていればいいんだということで終わってしまうのではなくて、これからの長期を見据えた戦略的な公園・緑地計画の行政の展開をもう少し攻めてお願いしたいと思っています。量としては確保はもう終わっていますけれども、質としてはやるべきことはたくさんありますので、そういったこと、記載、文言の変更だけではなかなか読み切れないところがありますけれども、そういったところが気になったので、意見を申し上げました。

以上です。

高見沢会長

ありがとうございます。今のところ、文言で言うと、前段のほうに「緑地・オープンスペース等の整備・保全の方針」の中で、結構いじっていると思うんですが、どれが何公園だとは言えないと思うんですが、今のグリーンインフラ等の話も、文章のほうでは入れているんですね。

事務局

今、私のほうで口頭でご説明しました、具体的内容等につきましては、都市計画公園・緑地見直し方針のほうに記載があるものになっておりまして、こちらのほうには、そこまでは法定図書のほうにはそちらの記載はなかったかと思えます。

高見沢会長

ちょっとお願いということで、今のような、この緑地はこうするぞとまでは書かないまでも、全般的に今後の緑地の見直しというのはどんなふうに行っていくつもりかということが十分反映して書かれているかどうかというのをチェックして説明できるようにしておいてください。

事務局

分かりました。

高見沢会長

緑のマスタープランとかというのはやっているんですけど。見直しはするんですか。

事務局

改定年次は確認しておりませんが、今もずっと運用しておりますので、適宜見直しをしていくということになっております。

高見沢会長

ということは、そういうことと、今回の整開保の見直しと、具体的な個々の緑地の設置と、どんなふう絡めていくつもりになっているか

と、自らどのようなつもりかというのを確認する機会があればぜひ見ておいてください。

事務局 先ほど会長がおっしゃっていただいた54ページのところの記載につきましては、県全体で統一的に同様の表示をしております。今後、具体的に藤沢市の緑をどうしていくのかというところについては、緑の基本計画ですとか、大きな考え方を都市マスで少し示すのかというところも今後検討してまいりたいと思います。

高見沢会長 よろしくお願ひします。

そのほか、ございますか。

熱田委員 106ページにあります「住宅市街地の開発整備の目標」のところなのですが、すけれども、空き家・空き地対策というのがあって、今、いろいろな行政上のところで空き家対策はされていると思うんですけども、これは具体的に、藤沢市として実行できるような対策を講じられているというふうに思っていてよろしいですか。

事務局 本市の空き家対策につきましては、空家等対策計画というものを住宅政策課で既に策定して、実際に取組を進めているものになります。空き家に関しましては、当初、法が定められた時期というのは、管理不全の空き家を対症療法的に1つ1つ当たっていくという手法を取っていたのですけれども、発生しないように未然に防ぐというところで、発生予防と適正管理、それから、最近報道でも出ますけれども、利活用、この3本柱を使いまして、いろいろな取組を現在しているところになりますので、よろしくお願ひいたします。

高見沢会長 そのほかはいかがでしょうか。

大体時間配分的には、そろそろ次の報告に入るぐらいの時間なのですけれども、何かおありでしたら。よろしいでしょうか。

それでは、この報告につきましてはこれぐらいにさせていただきます。まだ先の手続がありますので、今後、お気づきになったこととか、言いたいことがあれば、またそういうコミュニケーションの機会もあるかと思ひます。よろしくお願ひします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 それでは、報告事項2「藤沢市都市マスタープランの進行管理について」事務局から報告をお願ひいたします。

事務局 それでは、報告事項2「藤沢市都市マスタープランの進行管理について」ご説明いたします。

資料3は、本日使用するスクリーンの内容を印刷したものでございます。

それでは、スクリーンをご覧ください。本日は、こちらの目次に沿ってご説明させていただきます。

初めに、藤沢市都市マスタープランの進行管理について、概要をご説明させていただきます。

藤沢市都市マスタープランでは、進行管理として、将来都市像である自立するネットワークの実現に向けて、都市づくりの基本方針に合わせた総合的な指標を設定、管理することで都市の動向の把握に努めております。将来都市構造の実現に資する総合的な指標の管理とまちづくりの基本方針を実体化する主要プロジェクトの進捗状況の確認を行い、おおむね5年ごとに本審議会にてご報告しております。

それではまず、将来都市構造の実現に資する総合的な指標の経年状況について説明させていただきます。

将来都市構造の実現に資する総合的な指標とは、都市づくりの基本方針に合わせて経年変化が追えるものとして設定した12の指標を言います。具体的には、6つの都市づくりの基本方針に対し、それぞれ2指標を設定しております。

それでは、それぞれの指標についてご説明させていただきます。13地区別まちづくりにおける1つ目の指標として、市街化区域におけるD I Dの割合を設定しております。こちらの数値につきましては、減少傾向にございますが、主に産業系用途の地区を市街化区域へ編入したことによるものでございます。令和6年3月には立地適正化計画を改定し、その中で指標と目標の見直しを行っております。今後、社会情勢の影響も含め、それぞれの地域特性や人口構造の変容も併せて複合的に考えていくことが必要と捉えております。

13地区別まちづくりにおける2つ目の指標として、市民の意識が高く、市民参加型の地域づくりが進んでいることについて、市民意識調査を設定しております。市民意識調査によると、都市マスタープランの改定以降、指標値は増加傾向にございます。藤沢市においても公共施設再整備や市街地整備を進めるに当たり、市民や団体等の意見を取り入れるよう努めております。社会情勢の変化の中で、働き方やライフスタイル、地域への関わり方などが多様化してきております。

次に、活力を生み出す都市づくりにおける1つ目の指標として、商業吸引力を設定しております。こちらは神奈川県と比較し、藤沢市にどれだけ商業の吸引力があるか示す指標として設定しております。商業吸引力は100%以上となっておりますが、下降傾向にございます。藤沢市においては、大規模用地の転換期における機能転換の誘導に努めており、産

業分野においても新たな基盤の創出を行うなど、活力を生み出す都市づくりを進めております。

活力を生み出す都市づくりにおける2つ目の指標といたしまして、夜間人口・昼間人口の比率について指標を設定しております。夜間人口については藤沢市定住人口であり、昼間人口については市内外の従業者、通学者を反映した人口になります。こちらの数値が100%を下回っているということは、藤沢市に入ってくるよりも、藤沢市から出ていく通勤・通学者が多いこととなります。また、指標値については微減となっておりますが、コロナ禍の影響も考慮し、引き続き注視してまいりたいと考えております。

次に、低炭素社会構築に向けた都市づくりにおける1つ目の指標として、温室効果ガスの削減率を設定しております。藤沢市では、1990年度比の温室効果ガスについて、着実に削減を積み重ねてきております。近年では、環境省において、目指すべき社会を低炭素社会から脱炭素社会の実現へと変化してきており、藤沢市においても令和4年3月に、地球温暖化対策実行計画を改定し、2050年における温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、中間目標として2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減を目標に掲げ、推進してきております。

低炭素社会構築に向けた都市づくりについての2つ目の指標として、鉄道利用者実増加率を設定しております。増加率は、1日平均の鉄道利用者数の増加と人口の増加の割合比によって算出しています。鉄道利用者が人口増加率を上回るということは、自家用車から鉄道利用への転換につながると考えております。新型コロナウイルス感染症の影響で移動の絶対数が著しく減少したため、この指標の比較ができるようになるには、この影響がある程度解消された時期になると考えております。

次に、災害に強く安全な都市づくりについての1つ目の指標として、住宅の耐震化率を設定しております。近年、大規模地震の発生が懸念されており、住宅が倒壊しないことが重要となります。藤沢市では、住宅の建て替えや耐震改修により、現在、9割以上の耐震化率となっております。能登半島地震などの災害の状況と、その対応を引き続き注視する必要があると考えております。

災害に強く安全な都市づくりについての2つ目の指標といたしまして、都市計画道路整備率を設定しております。現在は横浜湘南道路等の整備を行っており、写真につきましては、善行長後線の整備進捗状況となります。

次に、美しさに満ちた都市づくりについての1つ目の指標として、緑

地の確保率を設定しております。緑地の確保については微減が続いており、現在、緑地の確保率は25%となっております。近年は公共施設整備等による増加量に対し、民有地の売買や相続に伴う土地利用転換による減少量が上回っていることが減少傾向の原因の一つと考えられております。令和3年には緑の質にも注目し、工業系用地における豊かな樹林地や水辺空間、休憩施設等の設置を誘導する改定を行い、持続可能なまちづくりを目指しております。

また、2つ目の指標といたしまして、まちと自然環境の調和がとれていることについて、市民意識調査を設定しております。市民意識調査によると、都市マスタープランの改定以降、上昇傾向にあり、近年では7割以上の回答を得られております。藤沢市の地域の特性として、湘南海岸や境川、引地川などの水辺空間や谷戸などの緑豊かな空間に見られる自然景観が市内各所に点在していることが挙げられます。

次に、広域的に連携するネットワークづくりについての1つ目の指標として、最寄り駅まで15分圏域の人口割合を設定しております。藤沢市交通マスタープランに位置づけられた指標であり、令和6年3月にこちらの計画が都市交通計画に改定されております。指標と目標の見直しを行っておりまして、この指標では、駅から800メートル、バス停から400メートルの範囲を最寄り駅までの15分圏域として設定し、圏域内の人口割合を指標としております。指標値については、都市マスタープランの改定以降、上昇傾向でございます。また、主要プロジェクトである広域交通体系の整備についても検討や取組を進めているところでございます。

また、2つ目の指標について、年間観光客数を設定しております。平成30年度と比較しますと観光客は減少しておりますが、この間、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度には1155万人まで落ち込んでおります。現在では、新型コロナウイルス感染症が5類感染症への移行となったことから、各観光施設及び湘南海岸や江の島への来訪者が増加しているところでございます。また、湘南港と大磯港を海上で結ぶ定期便が開通するなど、海洋拠点ネットワークの形成も進んでおります。

以上が将来都市構造の実現に資する総合的な指標に関するご説明となります。

それでは、続きまして、主要プロジェクトの進行状況について説明させていただきます。

藤沢市都市マスタープランにおけるまちづくりの基本方針を実体化する主要プロジェクトの進行状況の確認として、5つの主要プロジェク

トを掲げております。

それでは、それぞれのプロジェクトの進行状況についてご説明いたします。

まず、藤沢都心部の再活性化について、藤沢駅周辺地区整備構想・基本計画に基づき事業を実施してきております。近年の主な進行状況といたしましては、藤沢駅北口デッキのリニューアル工事や、地下通路のリニューアル工事を実施しております。今後は、藤沢駅の改修工事と併せ、南北自由通路の拡幅や、南口駅前広場の再整備などが予定されております。

次に、西北部地域総合整備についてです。本市の活力を生み出す新たな産業ゾーンとして、都市拠点である健康と文化の森地区や、新産業ゾーンとして、新産業の森地区の整備を進めています。主な進行状況としては、前年度ご審議いただきました新産業の森第二地区及び健康と文化の森地区の市街化区域への編入となります。併せて、土地区画整理事業も組合設立認可を取得し、順次基盤整備を進める予定です。今後は、先ほどの報告事項1でもご説明いたしましたとおり、新市街地ゾーンに新産業の森西部地区を位置づけ、新たな産業基盤の創出を目指しております。

続いて、水とみどりのネットワークづくりについてです。藤沢市では、ネットワーク構築に向け、緑地の保全の方針を示した健康の森基本計画や、石川丸山緑地保全計画に基づき、保全の取組を進めるとともに、川名緑地の保全景観の策定に向けた検討を進めています。主な進行状況ですが、遠藤笹窪特別緑地保全地区の都市計画決定や、遠藤笹窪谷公園の開園、下土棚遊水地の一部開園を行いました。

次に、広域交通体系の整備についてご説明いたします。いずみ野線延伸につきましては、引き続き、関係者で構成される協議会で検討を進めております。村岡新駅設置の促進につきましては、神奈川県、鎌倉市と新駅設置に向けた合意書を結び、令和14年の開業を目指して関係者で取組を進めております。また、併せて周辺のまちづくりも土地区画整理事業認可を得るなど事業を進めているところでございます。その他国道整備の促進では、圏央道となる横浜湘南道路の整備を進めております。主な進行状況としましては、辻堂駅から湘南ライフタウン間へ連節バスの導入や、東名高速道路において綾瀬スマートインターチェンジなどが開通しております。

次に、公共施設等の適切な維持管理と更新について、持続可能な都市となるよう、より効率的な拠点形成を図るため、公共施設の再整備に当

たっては、複合化により、利便の向上や、機能連携の強化及び整備コストや維持管理費の削減を図っております。また、都市基盤については、長寿命化計画等を策定し、計画的に維持管理を実施しております。主な進行状況としては、写真に掲げる施設の再整備を実施し、例えば辻堂市民センターでは市民センター、公民館、消防出張所、地域包括支援センター、図書館が複合化されております。

続きまして、都市マスタープランの改定の方向性について説明させていただきます。藤沢市都市マスタープランについては、以前の第185回都市計画審議会においてもご報告させていただきましたとおり、改定に向けた取組を進めているところであります。藤沢市といたしましては、2011年3月の全面改定から13年、2018年3月の部分改定から6年が経過し、将来都市構造の実現に向け、都市づくりの基本方針の取組を進めることで、都市マスタープランで定めた将来都市像「自立するネットワーク都市の実現」に寄与してまいりました。一方、近年の社会情勢の移り変わりやニーズの多様化により、藤沢市を取り巻く環境も大きく変化しているため、この変化に対応したまちづくりが求められてきております。

ここまでご説明いたしました指標等を踏まえまして、また、併せて、新たに社会情勢の変化によって生じた基本方針に関係する主な変化として、スクリーンにありますとおり、地区毎の人口増減や人口構造の変化の顕著化、産業構造の変化や低炭素社会から脱炭素社会への転換などが挙げられます。また、自然災害の激甚化、頻発化や、土地利用転換による緑の減少、移動の量・質の変化なども見られております。これらの変化等を踏まえまして、都市マスタープランの適正な運用を図る上でも、基本方針や指標の在り方を検討し、より効果的な事業展開を図っていく必要があると考えております。

現在予定しております都市マスタープランの改定スケジュールになります。令和7年度末の改定を目指して、引き続き取組を進める予定です。また、改定に当たりましては、ご説明させていただいた進行管理において把握した都市の動向にも注視しながら取組を進めていきたいと考えております。

以上で報告事項2「藤沢市都市マスタープランの進行管理について」の説明を終わらせていただきます。

高見沢会長

ありがとうございました。報告は、進行管理についてと書いてあるけれども、おおむね進行管理についてなのだけれども、いよいよマスタープランのほうも見直しますと、それも含めて報告されていますというこ

とで、ご意見やご質問等がございましたら、挙手でご発言をお願いいたします。

私は、事前にこれを見て一番、これはいいのかなと思ったのは、昼夜間人口比で、藤沢市はだんだんベッドタウンになっちゃって、中心機能の都市だとかと言っておきながら、変わっていないかなということで、データを整理してもらったと思うんだけど、結果的にはどうでしたか。夜間人口が増えている分、分母が増えて薄まっている面もなくもないと思うんだけど、どう捉えましたか。

事務局

昼夜間人口の比率についてなのですが、データを見させていただくと、高齢者というより、65歳以上の働いている方が近年増えているというところで、そういった方も外に出て働いているという状況があるということが見れたというのが1点ございます。

あと、ベッドタウン化しているんじゃないかという懸念のご意見をいただいているのですが、絶対数で言いますと、いわゆる就業人口、藤沢市在住で就業している方、こちらを平成17年で比較しますと約1万人増えておりまして、逆に藤沢市内に従業、外から来る方とかもいらっしゃるのですが、そういった方も17年と比べると3000人ぐらい増えているということで、極端に例えば藤沢市の中で働く場がなくなって、みんなが単純に出ていってしまっているということではないのかなというところを今感じているところでございます。

高見沢会長

今回は報告というか、管理なので、これを踏まえて、次にどう伸ばしていくかというのはマスタープランの中で検討していくということかと思えます。そんなにいきなり心配しなくてもよさそうな状態だよということですね。

事務局

はい。

福岡委員

いただいた資料の16ページ、美しさに満ちた都市づくりということで、緑地の確保率、現時点で25%ということで、目標は30になっていきますけれども、この下のところに、民地の緑はどんどん減っていて、向けた対策というよりは、この下の2行ですかね、「工業系用地等における豊かな樹林地や水辺空間」云々と書いてあるのですが、緑の基本計画の中の改定や、今後やっていかなければいけない、緑の中でやらなければいけないこともたくさんあるのですが、同時に、25%という数字、量だけではなくて、例えば12ページの低炭素社会構築に向けた都市づくりのところで、23年度比で46%削減と書いてあるのですが、これから緑地の中には、今、ちょうど国土交通省のほうで改定をしているのですが、求められている機能が存在価値、面積があればいいよ

という話ではなくて、雨水の浸透量、貯留量とか、それから、炭素の固定量とか、生き物とか、6項目ぐらい、全部見える化して、緑地の多機能化を図れということが、これから方向性としては出てきています。

ですので、面積で25%だよということで、少し目指すということが書いてあるのはいいのですけれども、都市マスの中でもこの緑の話と、それから、低炭素社会、脱炭素社会構築に向けたもの、もう少し組み合わせながら、緑は緑で、緑の中のことだけやるのではなくて、都市の中で緑をどう位置づけるかということを考えていくと、項目としては、この12の話だったりとか、災害に強く安全な都市づくりというところにも絡んでくると思うんですね。

これは緑だけじゃなくて、交通もほかのものも多分複合化させてというのは、さっきの公民館みたいな話と同じだと思うのですけれども、藤沢もお金も限られていますし、人もそこまでほかの自治体ほどいませんので、そういうふうにして、少し都市マスの中で項目立てした中を一生懸命やるのではなくて、もう少し複合化させながら、どういうふうにしてそれを都市マスの中で統合していくかということをご議論いただければと思います。我々の都市計画審議会の中で報告だけで、次の報告がいつなのか分からないので、気になることだけ頭出しで申し上げられたらと思いました。

以上です。

事務局

やはり近年のいろいろな問題というものの、単純にこれだけでというよりも、複合的にいろいろ考えなければいけないところもありますので、改定に向けた検討の中で、今言っていただきましたものをご意見として重く受け止めまして、これから改定に向けて進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

笛木委員

ご説明ありがとうございました。

スライドのページで言うと、12ページの低炭素社会構築に向けた都市づくりのことで1点お聞きしたいと思っております。

こういった取組は企業でも実施していると思うのですけれども、藤沢市としても、市内にいる企業とかに対して何か義務づけたりでしたりとか、あるいは逆にインセンティブを与えたりとかして、こういった低炭素社会に向けた都市づくりとして働きかけているようなことはあるのでしょうか、ちょっと気になりましたので、お伺いしたいと思います。

三上部長

低炭素から脱炭素ということで、かなり削減を明確に数値化しているという状況でございます。藤沢の場合、再生可能エネルギーのポテンシャルとしては太陽光にほぼほぼ限定されているという状況の中では、太

陽光パネルの補助金制度等を設けているという状況でございますが、今後、建築物省エネ法の中では、新築と改築、こういったものに対して、これから建築士が設計をする段階において、再生可能エネルギーの施設、要は太陽光パネルにほぼ限定されますけれども、そちらを設置することを説明するという義務づけの制度がございまして、こういったものを取り入れながら、さらに太陽光パネルをつけていただける方への補助金の部分を併せて今進めようというような入り口に立っているという状況でございます。脱炭素という世界の中では、建築士さんをご説明するとかなり有効性が高いというふうに言われているのですが、まずはそういったところから併せて進めていければというところで、これから取組を進めていこうというふうに考えております。

笛木委員
熱田委員

分かりました。ありがとうございます。

広域的に連携するネットワークづくりというところで、20ページ、その前なのでございますけれども、観光客の数についての記載があるのです。今、1700万人あって、2023年度で2000万人を目指すということだと思っておりますが、既に今、土日で天気がいい日になると、海に向かう車が動かなくなっていたりとか、ライドシェアとかが始まっていますけれども、それでもやっぱりそういう状況があると思うんですが、これから300万人増えたときに、何か受け皿というか、オーバーツーリズムというふうにならないようにするための方策とかというのをお考えであったら教えていただきたいと思っております。

事務局

今、委員がおっしゃっていただいたとおり、海岸のほう、江の島のほうはかなり多くの観光客の方がいらしていただいているという状況がございまして、1年中ということではないのですが、季節を限定してかなり来ていただいているという中では、それをどう考えていくのかということもあります。一方で、藤沢市の北側のほうにも多くの方に訪れていただきたいということで、健康と文化の森ですとか、その隣にある遠藤笹窪谷の整備をしたりとかということも、藤沢市としては現在まちづくりのほうでは考えて取り組んできて、南ばかりに観光客を寄せるのではなく、より広域のところ、住宅地にもという話ではなく計画的に様々な方に来ていただけるようなことを考えて今取り組んできているところです。

齋藤委員

緑のことでちょっと聞きたいのですが、緑というと、農業とかなり関係していますので。遠くのほうから見ていると、緑というのは非常に目に優しいし、本当にいいものなのですが、緑を残すのには非常に手間がかかるわけですよ。遠く、1キロ先から見ているとすばらしい緑なん

ですが、近辺に行くと、ごみですとか、そういうものがかなり投げ入れられているということもございます。そうした中で、石川丸山谷戸ですとか、そういうところを維持管理していくには、非常に手がかかるとい
うか、今現在やっている方もかなり高齢化してきているんですよ。そう
した場合に、高齢化とともに、だんだん荒れてくるということも考えら
れるので、この保全の取組というものを今後どのようにどういうふうに
やっていくのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

事務局

ありがとうございます。どういうふうに取り組んでいくかという具
体的なところをまだきちんと検討したところではないのですので、今後の
検討というところにはなるのですけれども、そういった緑を保全する
というのは、おっしゃっていただいたように、手間もお金もかかるとい
うところで、財産を維持するのは大変だということを我々も今痛感してい
るところでございます。そういった中では、それを全て行政だけでやっ
ていくのではなく、緑に限らずですけれども、様々な都市の施設です
とか、まちづくりについて、多様な方々と連携しながら取り組んでい
くことが、今後の取組の中では重要だと考えておまして、緑で具
体的に今どういうふうに取り組むかということまでは、まだきちんと
検討はできておりませんが、広く関係者をつくっていくところを、
今後の都市マスも含めて、まちづくりの中で検討していきたいと思
っております。

高見沢会長

ぜひ一緒になって次の進化系というか、模索できたらなと思います
けれども、よろしく願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。今日のところは大体こんな感じでよろ
しいでしょうかね。

感想というか、どう思ったかですけれども、こんな形で、進行管理
しているというのは非常に重要なことで、12の指標があって、指標
自体が古びているかもしれないけれども、同じ着眼点ですと拾っている、
マスタープランの指標を通して見た進捗具合について、このような
場で議論ができた。さらに、それを基に、最後のページのほうです
けれども、次の改定につながるということで、非常にいい状態かな
と思っています。

ただ、責任の重さについては、進行管理の主体であると書いてある
ので、そうだったかなと思ったのですけれども、4ページ審議会が
進行管理組織であると書いてあるのですが、そんなふうに決めまし
た。それぐらいの責任感を持って。本当だったらもう少し踏み込んで
議論できたらいいかと思いますが、今日はそういう場でもないの
で、一通り伺っ

て。

私も、さっきの能登半島のところもありましたけれども、事前にお話ししたのは、耐震基準と言ったって、1981年の古い基準で、そうであっても、相当倒れたと。藤沢市の場合、どれぐらいの規模というか、揺れで見舞われるかというのは、違うんだと思うのですけれども、それも含めて、今、国のほうでも、新耐震と言いながら、40年ぐらい前の基準でやっているわけで、実際には2000年基準というのは既にあって、さらにそれでもまだなお足りないという議論もあってやっている中で、先ほどの緑の議論もそうですし、いろいろな面で、ちょっと何かこの時代と合わなくなっているなというのが、今日の議論の中でも結構ありましたよね。そういうものこそがまさに次のマスタープランをつくる肝になるところだと思うので、ぜひいろいろな報告なんかを受けて、審議会としても責任を持って関わっていきたいなというふうに思います。

そういう意味で、最後のスケジュール、もうちょっとだけ具体的に、いつぐらいにこんなふうになって報告しますとか、どんな組織で検討するつもりですか、今の時点で分かっていることがあったら、簡単に報告だけしてください。

事務局

30ページのところにあるスケジュールになりますけれども、具体的に検討するのは、この6年度、7年度というところになってまいります。実際はこれから委託等使いながら様々な検討をしていくこととなりますが、6月の補正で予算をいただく関係で、具体的な検討というのが、恐らく今年度半ば以降になってくるというところで、4月から、様々な状況を捉えたりというところの職員の中で進めてきてはおりますが、検討は後半になってまいります。その中では、策定協議会というものを立ち上げて検討していくこととなりますが、そちらが本当に今年度の末ぐらいから検討していくという形で、そこから1年半、半までいかないですが、令和7年度のところで、3分の2ぐらいのところ、一定の検討を終えて、素案という形に取り組んでいくところとなっております。一定程度、素案に行き着く手前の枠組みですとか方向性というところがまとまった段階で、一度、都計審のほうにはご報告させていただきたいと考えておまして、それが恐らく来年度当初ぐらいを今予定しているところとなっております。まだ具体的にこれから進めるというところで、目安となっておりますが、そのような形で考えております。

福岡委員

今、高見沢先生がおっしゃった4ページ目の都市計画審議会が進行管理組織であるということの進行管理組織というのが、一体何をやるかというところが、私も明確には理解できていないのですけれども、報告事

項が上がってきて報告されたことに関して、意見が出たというふうにまとめると、まとめるのは楽ですけども、せっかく審議会の中で報告していただける機会があるのであれば、進行管理というのが一体何なのかということをもう少し細かくデザインしていただくと、策定協議会と、進行の都計審でやることで、それぞれの意見をどういうふうにしてまとめ上げていくかみたいなのが大切になるのかなと思いました。

あとは、都市マスだけではなくて、関連の諸計画、緑の基本計画の改定時期とか、あとは交通も含めて、下水道とかもいろいろありますけれども、その時期が分からないと、都市マスで書けないけど、こっちで書こうとか、ここで書いたことがこういうふうに反映されるとかという、もう少し、都市マスだけではなくて、関連する諸計画に関する動きとか枠組みも分かると、議論もしやすいのかなと思いましたので、今回の報告事項、管理組織というのは何なのかということも、もしあれでしたら伺いたいなと思ったんですけども、そのあたりの進め方によっては意見の出し方も変わってくるのかなと思います。そのあたり、高見沢先生がさっきおっしゃったことの繰り返しにはなってしまうのですけれども、ちょっと気になりましたので。

高見沢会長
事務局

私もあまり認識していないというか、それも含めて。

きちんと我々も整理できていなかったのかもしれないと今伺いながら思っていたのですが、これまでの考え方といたしましては、改定なり策定した都市マスタープランをその次の改定の手前まででどう進行管理をしていただくというところが、この都計審の場というふうに捉えておきまして、ここまで5年間に1回ずつ報告させていただいており、今後改定してまいりますので、今回が最終というところになってまいります。今回のご報告でいただいたご意見等を踏まえて今後改定していくところになります。この改定に当たっては、都市計画審議会に案を諮問させていただくという形になりますので、そこでは進行管理というよりは、改定に対するご審議をいただくという形になってまいります。

高見沢会長

恐らく今までも、およそ、ふわっとそういうつもりではやっていたと思うんだけど、管理組織と書いてあるのでね。毎年書いてありましたっけ。それも含めて、今後、あまり細かく決め過ぎてもいけないし、決めなさ過ぎてもいけないので、そこはもう少し交通整理した上で、先ほどおっしゃっていただいたように、どんな計画がどんなふうに改定されていくかというのを同時に見れるとよいのではないかなというふうに思います。

事務局

今日いただいたご意見を踏まえて、どういうふうに今後取り組んでい

くかは整理したいと思います。ありがとうございます。

小川委員

30ページの中に地域との意見交換というのがございます。私、辻堂地区の郷土づくり推進会議の議長をやっておりますので、いつも思うのですけれども、十分な咀嚼ができないまま、市のほうから説明に來られて、ああ、そうですかという話を聞いて、話しましたよね、いいですねと言われても、何ともお墨付きをただ黙ってあげるための組織のように思えてしょうがないんですね。プロじゃないから、みんな。そういう意味合いでは、地域との協議というのが、それが実態的に意味のあるようなものにするために何らかの、我々は今、そういうように興味を持つ人が、部会、ワーキンググループみたいなのをつくって、ただ説明を聞くというよりも、少し研究し、勉強もして、ディスカッションしようというような体制づくりをしようと思っておりますけれども、いわゆる市の説明が、ただお墨付きのための説明であるというのが大変多いので、そこら辺、実態的に住民の意向が、そのとおりになるという意味ではなくて、理解していただくための努力も市のほうでもしていただきたいと思っております。

事務局

ありがとうございます。今回、都市マスタープランを改定するに当たりまして、地域の方々のご意見ですとか、どういったことをお考えになっているのかということ踏まえながら、きちんと市として案をつくっていかねばいけないと考えております。多様な方の意見をきちんと踏まえながらやっていくということも非常に重要だと考えておりますし、どのような資料ですとか説明の仕方をしていくことが、より多くの方に伝わるのかなということはきちんと改めて検討していきながら進めたいと考えております。

高見沢会長

よろしく申し上げます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長

報告の2はほぼ終わりました、次に、次第の5その他としまして、委員の皆様から意見や要望などございましたらご発言くださいということで、今の話は半分そっちのほうの話も入っていたかと思いますが、ほかに何かご要望等はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、ご協力、ありがとうございました。マイクを事務局にお返しします。

事務局

ありがとうございました。

次回、第189回藤沢市都市計画審議会の開催を、令和6年8月27日（火曜日）午前10時より、こちら、本庁舎5階5-1会議室で開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ大変恐れ入

りますが、よろしくお願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして、計画建築部長からご挨拶申し上げます。

三上部長

本日も、長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございます。今日のご議論の中でも、ちょうど都市の緑についても、都市マスタープランが確かに縦割りの構造になっていて、緑は緑として捉えているというところ、あと、会長からも、そもそもの考え方が大分古くなっている可能性もご指摘がございまして、今日のご議論の中のものを読み上げながら、我々も次の都市マスタープランに向けていろいろと考えていきたいと思いました。

それでは、本日もいろいろご議論いただきまして、ありがとうございます。第188回藤沢市都市計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時00分 閉会